

1 4 農地耕作条件改善事業関係

(1) 農地耕作条件改善事業の仕組みについて教えてください。

事業の目的

農業競争力の強化を図り、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整えるため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を推進するとともに稲作等から高収益作物への転換、先進的な営農体系の導入、地域特産物等の病虫害対策について支援します。

事業の内容

- 地域内農地集積型・・・地域内の担い手への農地集積を推進
- 高収益作物転換型・・・農地中間管理機構による農地集積を図りつつ、高収益作物への転換を推進
- スマート農業導入推進型・・・基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等のスマート農業の導入について支援
- 病虫害対策型・・・病虫害の発生予防、まん延防止に資する土層改良や排水対策等を支援
- 水田貯留機能向上型・・・水田の水田貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な基盤整備等を支援
- 土地利用調整型・・・多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備を支援

1.4 農地耕作条件改善事業

主な実施内容は以下のとおりです。

(1) 基盤整備（定率助成）

ハード事業	ソフト事業
農業用排水施設 (新設、廃止、変更)	
暗渠排水	品質向上支援
土層改良	条件改善促進支援
区画整理	高収益作物導入支援
農作業道等	指導
農用地の保全	農地整備・集約推進費
営農環境整備支援	
管理省力化支援	
粗放的農地利用整備	

(2) 整備済み農地の簡易な整備（定額助成）

ハード事業	ソフト事業
田畑の区画拡大	条件改善推進費
暗渠排水	高収益作物転換推進費
湧水処理	
末端の畑地かんがい施設整備	
土層改良（客土、除礫）	
更新整備（用水路、排水路、農作業道、畦畔、排水口）	
畑作転換工（額縁排水溝、酸度矯正）	

実施要件

【共通要件】

- ①農振農用地のうち、地域計画を策定した区域（病虫害対策型は除く）
- ②農地中間管理機構との連携を行うこと（病虫害対策型を除く）
- ③各種促進計画及び農地耕作条件改善計画を策定すること
- ③ハード事業の事業費 200 万円以上
- ④受益者が農業者 2 者以上

【高収益作物転換型】

- ①ハード事業の受益地内の作付面積のうち 1/4 以上を新たに高収益作物に転換すること
- ②高収益作物転換促進計画を作成していること

【スマート農業導入推進型】

スマート農業に適した基盤整備事業が実施されていること

【病虫害対策型】

植物防疫法第 31 条の規定に基づく発生予察事業による病虫害に係る警報、注意報、又は特殊報が発表された地域の農地であること

【水田貯留機能向上型】

流域治水プロジェクトや治水協定等が策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系

事業実施主体

農地中間管理機構、県、市町村、土地改良区、土地改良施設を管理している認可地縁団体、農業協同組合その他の農業者等の組織する団体、農業法人等。

1 4 農地耕作条件改善事業

補助率

①定率の場合

下記以外の事業型 : 国 50(55)%、県 14%、その他 36(31)%

水田貯留機能向上型 : 国 50(55)%、県 21%、その他 29(24)%

※ () は中山間地域の場合

②定額の場合

工 種	助成単価	備 考
田畑の区画拡大	25 万円/10a	高低差 10cm 超
	42 万円/10a	水路の変更(管水路等) を伴う場合
暗渠排水	19 万円/10a	バックホウ工法 (表土扱い有) の場合
	12 万円/10a	トレンチ工法 (表土扱い有無) の場合
	10.5 万円/10a	掘削同時埋設工法の場合
湧水処理	20.5 万円/100m	表土扱い有の場合
	18.5 万円/100m	表土扱い無の場合
末端の畑地かんがい	18.5 万円/10a	普通畑の場合
施設	29 万円/10a	樹園地の場合
	2.0 万円/1 箇所	給水栓設置のみ
明渠排水	1.5 万円/100m	
客土	26 万円/10a	
除礫	23.5 万円/10a	
用水路の更新	12.5 万円/10m	
排水路の更新	22 万円/10m	
農作業道	11.5 万円/10m	
畦畔	14.5 万円/100m	
排水口	4 万円/箇所	
額縁排水溝	1.5 万円/100m	
酸度矯正	0.5 万円/10a	

※事業完了時まで中心経営体 (地域計画のうち目標地図に位置付けられた者、及び市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が

1.4 農地耕作条件改善事業

認める者であること又は中心経営体となることが確実と見込まれること。)に集約される受益地又は集約することが確実と見込まれる受益地にあつては、集約化加算単価が適用可能です。

※地域内農地集積型、高収益作物転換型、水田貯留機能向上型以外は、福島県農業農村整備事業補助金交付要綱の対象外

農地整備・集約推進費について

整備農地周辺の未整備農地の整備に係る農家負担を軽減し、集積・集約化を図ることを目的とする。

【交付対象】

地域内農地集積型及び高収益作物転換型の定率助成のハード事業

【交付要件】

- ・農地整備・集約推進意向届及び農地整備・集約推進実施計画を作成すること
- ・事業対象農用地は、過去に国費が投じられた整備事業の完了地区の農地に隣接しており、その面積割合は、過去に国費が投じられた整備事業の完了地区の農地面積の3分の1以下であること
- ・ハード事業のうち定率助成の対象となる全ての事業対象農用地について、農地中間管理機構が農地中間管理権を有すること又は、農業経営等の委託を受けること
- ・事業対象農用地について農地中間管理機構が有する農地中間管理権の全ての存続期間若しくは残存期間又は委託を受けている農業経営等の全てにかかる委託の期間が15年以上であること
- ・経営転換協力金交付事業と重複して交付を受けることはできない

【交付上限額】

ハード事業の総事業費に12.5%を乗じた額

1 4 農地耕作条件改善事業

留意事項

【農地耕作条件改善計画の策定】

事業を実施しようとする場合、次の掲げる事項を定めた「農地耕作条件改善計画」を地区毎に作成する必要があります。

- ①促進計画の区分（地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画、スマート農業導入推進計画、病害虫対策計画、水田貯留機能向上計画、土地利用調整計画）
- ②基盤整備の概要
- ③基盤整備の計画
- ④費用負担の方法
- ⑤施設の予定管理者及び予定管理方法
- ⑥農地中間管理機構との連携
- ⑦その他必要な事項

【地域計画が策定されるまでの事業実施区域】

事業実施区域について、令和 5～6 年度については以下の区域を含む。

なお、以下の区域で事業を実施する場合、地域計画が策定されるまでの間、毎年度末までに地域計画の策定状況について報告すること。

- ①令和 5 年度においては、市町村が地域計画の策定に取り組む地区の工程表を作成し、協議の場の設置を予定している区域及び協議の場で協議を実施した区域を含む
- ②令和 6 年度においては、協議の場で協議を実施した区域を含む